

国民年金だより No.174



高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)に納めた保険料の全額です。令和4年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が令和4年11月上旬に対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。(令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納めた方については、発送時期が令和5年2月上旬となります。)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するQ&A

Q

社会保険料控除とは何ですか。

A

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、または、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。

ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

Q

控除証明書はどのような人に発送されるのですか。

A

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に、国民年金保険料を納めた方(被保険者本人宛)に発送します。

Q

2年前納した国民年金保険料の社会保険料控除はどのような方法で行うのですか。

A

2年前納した保険料の社会保険料控除については、

1. 全額を納付した年に控除する方法
 2. 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法
- のいずれか一方を選択して申告いただくことになります。

2年前納した保険料を各年に分割して申告する場合で、24カ月すべて前納した場合は、3年にわたって分割することになります。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう！

